

『河井弥八日記』（昭和20年～同26年）から 新たに発見した記述の考察

前田寿紀*

はじめに

本稿は、近年に出版された『河井弥八日記』（昭和20年～同26年）を使用し、主に報徳関係・甘藷増産関係とその周辺に視点をあてて、筆者が新たに発見した河井弥八（以下、河井と略称）の記述を中心として、河井の心情等を探る作業も試みつつ、活動を考察しようとするものである。この日記の時期は、激動の戦中においても最後の年である昭和20年の1月1日から始まり、戦後でも連合軍最高司令官総司令部（GHQ）による占領期（太平洋戦争終戦の昭和20年8月15日からサンフランシスコ講和条約調印の同26年9月8日までとする）を大きく含む時期である。河井の経歴（後述）からしても、この時期における日記は貴重である。

河井は、「大日本報徳社」副社長（昭和13年2月24日～同20年2月27日）・社長（同20年2月27日～同35年7月21日）以外に、内大臣秘書官長、侍従次長兼皇后宮太夫、貴族院議員、財団法人帝国治山治水協会理事、社団法人全国治山治水砂防協会顧問、「東遠明朗会」会長、食糧対策審議会委員、内閣委員会委員長、参議院議長（昭和28年～）等の多くの経歴をもつ。戦中・戦後には甘藷増産を強く訴え、特に戦中には中央の食糧増産関係の重要人物を動かし、丸山方作（「大日本報徳社」講師〈昭和10年12月5日～同27年1月1日〉・名誉講師〈同27年1月1日～同38年6月16日〉。以下、丸山と略称）作成の「丸山式」甘藷栽培法等を広域に普及させた。

筆者は既に、以下の著書・論文において、戦中・戦後における報徳関係・甘藷増産関係の研究をしてきた。特に③～⑥の一連の研究においては、戦中・戦後における我が国の甘藷増産活動を中心に明らかにした。

①前田寿紀（平成7年11月）「昭和十五年から同二二年における内務省訓令による常会に関

*総合福祉学部 教授

する考察」, 千葉県社会事業史研究会『千葉県社会事業史研究』第23号 (以下, 〈前田A論文〉と呼称)。

②前田寿紀 (平成13年10月)「敗戦体験後における報徳主義者佐々井信太郎の社会建設への提言—普遍的原理に着目して—」, 千葉県社会事業史研究会『千葉県社会事業史研究』第29号 (以下, 〈前田B論文〉と呼称)。

③前田寿紀 (平成15年3月)「戦中・戦後における『大日本報徳社』の甘藷増産活動に関する研究(1)—『丸山方作日記』『河井弥八日記』の分析を中心に—」, 淑徳大学社会学部『淑徳大学社会学部研究紀要』第37号 (以下, 〈前田C論文〉と呼称)。

④前田寿紀 (平成16年3月)「戦中・戦後における『大日本報徳社』の甘藷増産活動に関する研究(2)—『丸山方作日記』『河井弥八日記』の分析を中心に— (その1)」, 淑徳大学社会学部『淑徳大学社会学部研究紀要』第38号 (以下, 〈前田D論文〉と呼称)。

⑤前田寿紀 (平成18年3月)「戦中・戦後における『大日本報徳社』の甘藷増産活動に関する研究(2)—『丸山方作日記』『河井弥八日記』の分析を中心に— (その2)」, 淑徳大学総合福祉学部『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』第40号 (以下, 〈前田E論文〉と呼称)。

⑥前田寿紀 (平成18年3月)『戦中・戦後甘藷増産史研究』学文社 (以下, 〈前田F著書〉と呼称)。

⑦前田寿紀 (平成18年7月)「戦中・戦後におけるアメリカ側の日本への報徳活用の働きかけに関する考察 (I)」, 『二宮尊徳思想論叢Ⅱ 報徳思想研究の過去と未来 国際二宮尊徳思想学会第二回学術大会 (東京) 特集』学苑出版社 (以下, 〈前田G論文〉と呼称)。

⑧前田寿紀 (平成19年3月)「戦中・戦後におけるアメリカ側の日本への報徳活用の働きかけに関する考察 (II)」, 国際二宮尊徳思想学会第三回学術大会報告書『報徳思想と経済倫理』報徳福運社報徳博物館 (以下, 〈前田H論文〉と呼称)。

筆者が③～⑥の一連の研究をしていた時点では, 昭和20年以降の『河井弥八日記』(冊子の原物)が見あたらなかった。したがって, 昭和20年以降の河井の動向に関しては, 筆者はやむを得ず, ア. 河井執筆の『昭和二十年』(宮内官の手帳), イ. 河井執筆の『昭和二十年』(貴族院の手帳), ウ. 『昭和十九年 當用日記』(博文館)中に書かれていた河井執筆の昭和21年分の日記の下書きのような記述部分, エ. 丸山方作執筆の『昭和二十一, 二十二年 日誌 戦後重要記録』・『自由日記 昭和二十三年』・『自由記述』(S24の日記), その他を発掘・使用して補ってきた (以下, 丸山方作執筆の日誌・日記は, 『丸山日記』と呼称)。しかし, ア, イの手帳は, 短文が多く, 河井の考え・活動の詳細がわかりづらかった。また, これには, 実際に行われなかったり河井が参加しなかったりした予定だけの記述や, 河井と大きく関係しない河井の周囲で行われたことの手書き等もある可能性があり, 河井が実際に行った活動か否かの判断が難しかった。

この後、以下の2冊が出版された（本稿では、この2冊内の日記を総称する場合に、今回の『河井弥八日記』と呼称。また、今回の『河井弥八日記』中の日記の記述の引用においては、『河井日記』S○.△.□と表記し、2冊の別、ページは示さないこととする。引用文のルビは引用者）。

- (1) 一般社団法人尚友倶楽部、中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編（平成27年）『河井弥八日記 戦後篇1 [昭和二十年～昭和二十二年]』信山社出版（以下、〈a編著〉と呼称）。
- (2) 一般社団法人尚友倶楽部、中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編（平成28年）『河井弥八日記 戦後篇2 [昭和二十三年～昭和二十六年]』信山社出版（以下、〈b編著〉と呼称）。

今回の『河井弥八日記』の出版に至るまでの「河井家文書」の来歴に関しては、内藤一成（平成27年）「河井弥八の生涯と日記の来歴」、〈a編著〉pp.551-568、に詳しい。この中で、筆者が2002年頃に掛川市の「上張邸（河井弥八の掛川の実家—引用者注）の土蔵を調査」（p.560）とあるが、筆者は平成14（2002）年4月に「上張邸の土蔵」内を調査しただけでなく、現在のご当主の河井修氏宅（上張邸ではない）他にもお伺いし、昭和20年以降の河井弥八の日記を探させていただいたが、うまく見つけれなかった。平成27年3月に、奈良岡聰智氏にお伺いしたところ、河井修氏宅に保管されていたとのことであった。

今回の『河井弥八日記』の出版により、昭和20年～同26年までの河井の活動がある程度詳細にわかるようになった。ただし、今回の『河井弥八日記』に限らず、河井自身が、立場上の判断、後の人に読まれる可能性等を意識していたことなどもあったと思われ、日記の記述には、詳細を避ける、感情まかせに書かない、心情等を明確に出さないなど慎重になっていたことが伺え、抑制された文章になっている箇所が多々ある。特に、天皇関係の記述には慎重になっていた様子が伺える。したがって、総じて、河井の活動内容の詳細な様子や心情等が読み取りにくいことは指摘できる。

結論的に述べれば、今回の『河井弥八日記』により、筆者の③～⑥の一連の研究において明らかにしてきた報徳関係・甘藷増産関係のことを大きく変えることはなかった。しかし、③～⑥では見つけられなかった新たな発見が複数あった。そのことにより、河井の報徳関係・甘藷増産関係の活動のわからなかったところが判明した、心情等が探りやすくなった等の前進があった。

本稿では、今回の『河井弥八日記』から、筆者が新たに発見した河井の記述を中心として、河井の心情等を探る作業も試みつつ、活動を考察したい。

I. 戦中 (昭和20年1月1日～昭和20年8月14日)

1. 戦局の把握に関して

昭和20年(1945年。終戦になる年)の戦局に対して、今回の『河井弥八日記』における河井の記述の仕方から、河井の心情等が読み取れる。

これに関しては、奈良岡聰智(平成27年)「河井弥八と戦後日本の出発」,〈a編著〉が、以下のように分析している。

一九四五年に入ると、戦局は極度に悪化し、本土への空襲が相次ぐようになった。「河井日記」は、議会官僚らしい淡々とした記述が多く、感情表現が抑制されているのが特徴的であるが、空襲の被害に関しては、感情的な記述も多く見受けられる。河井は、一月にラジオで伊勢の豊受大神宮(伊勢神宮の外宮)が被害を受けたと聞くと、「暴戾非道の極」「不俱戴天の仇」と記した(一九四五年一月一四日)。……。その後も、……、沖縄陥落の報を聞くと「千載の恨事」(同年六月二五日)、……といった具合に、感情を直接的に表現した記述が多くなり、河井が戦争の被害に大きな衝撃を受けていた様子を読み取ることができる。(pp.571-572)

筆者も、この分析と同様に捉えた。衣食住、中でも食を大切にする河井にとっては、日本の米をはじめとして衣食住の恵みを与えてくれるとされる守護神を祀る豊受大神宮の空襲被害に対しては、「暴戾非道の極」「不俱戴天の仇」という強い非難をしたかったのであろう。なお、今回の『河井弥八日記』(S20.8.6)及びその日近辺に、広島への原爆投下や被害の記述がなく、今回の『河井弥八日記』(S20.8.9)及びその日近辺に、長崎への原爆投下や被害の記述がない。その理由は、現時点ではわからない。

2. 甘藷増産に関して

筆者は、〈前田E論文〉(pp.131-161)、〈前田F著書〉(pp.180-206)において、戦後も含めて、「戦中・戦後における河井弥八の甘藷増産活動の構造」として、以下の側面から明らかにした。

1. 「丸山式」甘藷栽培法等の学習活動
2. 「丸山式」甘藷栽培法の研究援助・促進活動
3. 「丸山式」甘藷栽培法等の普及活動
4. 「丸山式」甘藷栽培法の普及援助活動(普及阻害要因の排除活動も含む)

今回の『河井弥八日記』の記述により、この明らかにした構造を変えることはなかった。しかし、以下の重要な発見があった。

(1) 甘藷が「無水酒精原料として必要」であることを貞明皇后に伝えていた

今回の『河井弥八日記』（S20.4.19）に、以下の記述が見つかった。

……皇太后陛下賜謁の御思召を大夫（大谷正男皇太后宮大夫—引用者注）より伝へらる。……御座所に参入拝謁す。（中略）。それより甘藷増産を中心とする食糧事情に付奉答し、更に（甘藷が—引用者注）無水酒精原料として必要な所以を言上す。陛下には本年は御苑内に御親裁あらせらるべき由^{（よし）（のたま）}宣^{（よ）}はせらる。（『河井日記』 S20.4.19）

記述中「皇太后陛下」とは、先帝の皇后または天皇の母の称号である「皇太后」に「陛下」が付けられたもので、大正天皇の皇后である貞明皇后^{（ていめいこうこう）}（明治17年生まれ、昭和26年没）のことである。河井の親しい友人関屋貞三郎の妻衣子は、貞明皇后のご学友でクリスチャンである。

記述には、河井が甘藷が「無水酒精原料として必要」と考えていたこと、甘藷が「無水酒精原料として必要」であることを貞明皇后に伝えたこと、貞明皇后が、昭和20年には御苑内に甘藷を栽培されるとのことが示されている。

この「無水酒精原料」に関して、筆者は、〈前田F著書〉で、以下のように説明した。

1. 燃料用酒精原料確保としての甘藷増産政策

戦中における政府の大がかりな甘藷増産は、人々の食糧の為の意味からよりも、軍費用液体燃料（戦闘機、戦艦、戦車、輸送用トラック、等用液体燃料）を大きく含むところの液体燃料確保の一環としての意味から出発した側面が強かった。液体燃料には、ガソリン、軽油、原油、重油、人造石油、灯油、燃料用変性アルコール、ベンジン、がある。戦中においては、ガソリン（当時、揮発油と言った）不足から、ガソリンに、甘藷から作られるアルコール（当時、酒精とも言った）を混入したので、甘藷は、ガソリンを使用する戦闘機、戦艦、輸送用トラック、等の軍費用液体燃料に大きく関わった。すなわち、甘藷は、軍用途が大きいところの燃料用酒精原料であった。甘藷から作られるアルコールのうち、無水アルコール（無水酒精）はガソリン混入用に、含水アルコール（含水酒精）は火薬用等軍需用にもなった。また、人造石油は、日本が持つ石油資源の絶対的不足を解消するものとして、石炭等から人工的に石油と同機能をもつものが作られると期待され続けたものである。ガソリン・アルコール混用政策と、人造石油製造政策とは、軍事用のエネ

ルギー政策・燃料政策の観点から、不可分の関係にあった。

したがって、戦中における政府の大きかりな甘藷増産は、江戸時代における人々の飢えを救うという意味だけの甘藷増産と違い、その意味プラス総力戦・食糧戦を支えるという意味プラス軍用液体燃料を大きく含むところの液体燃料確保としての意味という3重の複雑な意味があったことになる。(p.28)

上記の今回の『河井弥八日記』(S20.4.19)の記述中、甘藷から得られる「無水酒精原料」は、戦中においては、主にガソリン混入用のもので、ガソリンを使用する戦闘機、戦艦、輸送用トラック、等の軍用の液体燃料(以下では、無水酒精・液体燃料の言葉を併記)となったものである。今回の『河井弥八日記』(S20.4.19)の記述は、河井が甘藷からの軍用の無水酒精・液体燃料製造の必要性を、貞明皇后に伝えたものと解釈できる。

筆者は、既に〈前田F著書〉で、『河井手帳』(S20)を使用して、「液体燃料対策調査委員会」と河井とが関係があることを指摘した(pp.168-169)。今回の『河井弥八日記』により、この「液体燃料対策調査委員会」(『河井日記』〈S20.2.9〉)では「液体燃料調査委員会」、『河井日記』〈S20.2.14〉では「液体燃料調査会」、『河井日記』〈S20.3.1〉では「液体燃料対策調査会」、の表現もある)は、貴族院の中に設けられた委員会であり、河井は、昭和20年2月9日(この日の委員会は、『河井手帳』〈S20〉によると第4回目)に、「決議を以て……会員たることを承認」(『河井日記』S20.2.9)されていたことが判明した。また、筆者は、既に〈前田F著書〉で、「食糧調査委員会(貴族院か。状況は、『河井手帳』宮S20.8.31, 宮S20.9.7, 貴S20.9.22, ……)」(pp.173-174)と書き、「食糧調査委員会」の存在を指摘した。今回の『河井弥八日記』の随所により、これが貴族院の中に設けられた委員会と判明した。河井もこれに所属していたと考えられ、頻繁に出席していた。また、筆者は、昭和19年10月28日以前に河井が貴族院に提出したものと思われる「甘藷緊急増産意見書」(筆者未見)がどのようなものかわからなかった(〈前田F著書〉p.150)。今回の『河井弥八日記』(S20.1.9)には、「食糧調査委員会の甘藷増産意見書の送付を依頼す」とあるので、(意見書が同じものであったならば)「甘藷緊急増産意見書」は、河井が所属していたと考えられる貴族院「食糧調査委員会」で、おそらく河井が作成上の重要な位置にいて作成し、貴族院に提出した意見書と思われる。

昭和20年5月1日には、河井は、「食糧及液体燃料調査委員会有志」の視察旅行に出かけ、千葉県の「農農事試験場」で「甘藷品種改良、貯蔵法、病虫害防除法の研究を視察」した後、千葉県稲毛の「軍需省千葉工場」に至り、「無水酒精製造の説明を聴き工場を見学」した(『河井日記』S20.5.1)。この視察旅行のタイトルと視察先からわかるように、戦中の甘藷増産には、食糧増産と軍用の無水酒精・液体燃料製造の両方の目的があった。つま

り、タイトルと視察先には、“人を生かす”という側面と“人を殺す”という側面の両面（〈前田F著書〉〈p.260〉で指摘した表現）が出ている。このように、戦中には甘藷増産をめぐって国も河井も両面を抱えていたのである。

ここで、甘藷からの軍用無水酒精・液体燃料製造に対する河井、丸山の意識・態度を、時間をおって可能な限り探してみたい。まず、〈前田F著書〉で示してきたことは、以下等である。

〈国策関係〉

- ・人造石油，ガソリン・アルコール混用に関して，政府が本格的に動き出したのは，昭和11年頃と思われる。昭和11年5月13日には「液体燃料対策要綱」が出された。同年6月9日に「アルコールニ関スル協議会（第一回）」（参加省局は，資源局，大蔵省，陸軍省，海軍省，農林省，商工省，拓務省）が開かれ，アルコール製造に甘藷・馬鈴薯がよい，と話されたと思われる。（pp.33-43）

〈河井弥八〉

- ・宮内省時代（大正15年～昭和13年）に，「報徳経済学研究会」に，研究会員として入会。（p.119他）
- ・昭和13年1月7日，貴族院議員に勅選。（p.120）
- ・昭和13年2月24日，「大日本報徳社」副社長。（p.120）
- ・昭和13年4月3日，一木喜徳郎と共に，「掛川報徳館」で，丸山に会った（『丸山日記』S13.4.3）。（p.137）
- ・昭和13年4月5日（丸山と会って2日後），「培本塾」を出て，「海岸畑地ニ到リ甘藷栽培ノ状況ヲ見ル」（『河井日記』S13.4.5）。（p.137）
- ・昭和14年12月5日，丸山等に「会見シ大ニ實際的知見ヲ確實ニス」（『河井日記』S14.12.5）。（p.138）
- ・昭和19年11月7日，島田俊雄農商相へ，（松根ではなく）甘藷による無水酒精製造を建言（『河井日記』S19.11.7）。（p.152，p.212）

〈丸山方作〉

- ・有志と共同で甘藷栽培法の研究をすることは，大正14年7月4日の『丸山日記』にもみられる。（p.228）
- ・以後も，甘藷栽培の研究をした。
- ・昭和10年12月5日，「大日本報徳社」講師となる。（p.219）
- ・昭和11年3月4日，兵庫県津名郡尾崎村で，「甘藷苗床実地伝習」を行った（『丸山日記』S11.3.4）。（p.137）

- ・昭和11年6月10日, 「三ヶ日町青年団一夜講習会」で「甘藷用途 液体燃料ノ必要ヨリ其原料トシテ 及挿苗法」を講話した(『丸山日記』S11.6.10)。(p.226)
- ・昭和11年8月14日, 飯沼一省(丸山が大正7年に静岡県志太郡農業技師〈内閣辞令〉となった時の郡長。後に静岡県・広島県・神奈川県知事)による丸山宛の暑中見舞に「甘藷増収ノ件 液体燃料原料トシテ国策上ノ重要件」と書かれている旨, 日記に記した(『丸山日記』S11.8.14)。(p.226他)
- ・昭和13年4月3日, 飯田栄太郎, 「大日本報徳社」副社長佐々井信太郎の紹介で, 社長一木喜徳郎, 副社長河井に面会(『丸山日記』S13.4.3)。(p.220他)

これらより, ここでは次のような流れを指摘しておきたい。人造石油, ガソリン・アルコール混用に関して, 政府が本格的に動き出したのは, 昭和11年頃と思われる。極秘で進められたこと, 公になりにくかったことも多かったと思われる。丸山は, 既に『丸山日記』(S11.6.10)に, 甘藷から「液体燃料」を作ることを記述していた, すなわちそのことを昭和11年6月には知っていた。一方の河井は, 本格的に報徳社の実践活動を始めることになる「大日本報徳社」副社長(昭和13年2月24日)となって日が浅い昭和13年4月3日に, 河井よりも前から「大日本報徳社」に入っており甘藷等の農作物の研究で名が通っていたところの丸山とおそらく初めて面会した。その2日後に, 河井は「培本塾」(静岡県榛原町川崎に於いて, 篠田次助中將の着想で, 満州開拓の中堅青年養成の機関として設立した塾)を出て, 「海岸畑地ニ到リ甘藷栽培ノ状況ヲ見」ている。同14年12月5日に至ると, 「丸山式」甘藷栽培法から確かな手応えを受け, 「大ニ实际的知見ヲ确实ニス」(『河井日記』S14.12.5)と日記に記述した。この時に確実にした「实际的知見」の中身・内容はわからない。しかし, 食を大切にす河井であったので, 食糧増産としての「实际的知見」はあったと考えられる。また, 甘藷からの軍用無水酒精・液体燃料製造としての「实际的知見」がなかったとは断定できない。

河井は, 人脈も多く, 明治40年10月から貴族院書記官, 大正15年7月から宮内省入り, 昭和13年1月から貴族院議員という国政に関わるという立場となっていたので, 甘藷の“人を殺す”という側面を早い時期(例えば, 貴族院議員になった昭和13年頃とか, さらにさかのぼって, 人造石油, ガソリン・アルコール混用に関して, 政府が本格的に動き出した昭和11年頃とか, など)から知っていた可能性は否定できない。〈前田C論文〉〈前田D論文〉〈前田E論文〉〈前田F著書〉で示した河井のつながり・立場からすれば, いち早く知った可能性の方が高い。特に, 農業・食糧関係等の機関, 団体等の重要な位置にいた頃(例. 昭和16年, 財団法人「農業報国聯盟」常務理事。同年5月, 「大日本農会」主催, 農林省助成「甘藷増産体験懇談会」に貴族院議員として出席〈丸山方作も出席〉)。同18年9月, 「中央農業

会」設立委員（農林省）。同年10月、「大政翼賛会」の「中央本部町内会部落会指導委員」。同年12月、「大政翼賛会」総裁東篠英機より「中央協力会議員」を囑託。同19年6月、「戦時食糧増産推進中央本部参与」（農商省）に知らなかった可能性はほとんどないといつてよいと思われる。

仮に、河井が早い時期から知っていたとすると、河井は後の人に読まれる可能性がある日記や、多くの人の目に触れる「大日本報徳社」機関誌『報徳』などには、意図的に甘藷からの軍用無水酒精・液体燃料製造のことはほとんど書かないようにしていたと考えられる。そのことの意図としては、同じ甘藷でも“人を殺す”という側面には目をつぶり“人を生かす”という側面ばかりに思いを寄せて甘藷増産に邁進しようとしたとか、国家的秘密を守ろうとしたとか、人々を刺激しないようにしたとかなどの様々な見方ができよう。

しかし、当時の日本にとって戦況が悪化していた昭和19年、同20年ともなると、軍用無水酒精・液体燃料製造については多くの人の関心事になっていったと考えられる。例えば、昭和20年4月6日、不沈戦艦と言われた戦艦「大和」が、片道しかない燃料で沖縄特攻に出撃し、翌日撃沈された事件は、多くの人の関心事であったと思われる。河井が慎重になっていた日記の記述でも、甘藷からの軍用無水酒精・液体燃料製造のことは隠せなくなってくる。例えば、昭和19年11月には、島田俊雄農商務相へ、甘藷による無水酒精製造を進言したことや、昭和20年4月には、甘藷が「無水酒精原料として必要」であることを貞明皇后に伝えたことを、日記に明記する程にもなっていた。

ただし、河井が甘藷からの軍用無水酒精・液体燃料製造の実態の詳細な内容・現況を知ったのは比較的遅かったという見方もできるかもしれない。それは、今回の『河井弥八日記』から、貴族院「液体燃料対策調査委員会」の会員（昭和20年2月9日～）となって以降、開催された委員会に出席して、液体燃料関係の重要な人からの講話等で、実態の詳細な内容・現況を知っていく様子が見受けられることなどがあるからである。例えば、以下がある。

……液体燃料調査委員会あり、……。海軍軍需局長鍋島茂明中将の講話あり、……。各員より熱心なる質問、意見提出せらる。（『河井日記』S20.2.9）

……液体燃料調査会に於て、国内石油の生産現状并増産対策に付、帝石副総裁柳原博光中将の説明を聴く。（『河井日記』S20.2.14）

……貴族院の液体燃料対策調査会に出席し、伊木常誠博士の国内原油増産対策の説明を聴く。（『河井日記』S20.3.1）

ここでは、今回の『河井弥八日記』(S20.4.19)の記述から、以下のことを指摘したい。

- A. 昭和20年4月ともなると、河井は、甘藷からの軍用無水酒精・液体燃料製造を必要と考え、かつ日記にも明記していた。
- B. 昭和20年4月ともなると、河井は、甘藷からの軍用無水酒精・液体燃料製造を必要と考えていることを、貞明皇后に伝える程になっていた。

(2) 「大日本報徳社」講師に「翼社」の人々と協力させる意思を固めた

今回の『河井弥八日記』(S20.1.14)に、以下の記述が見つかった。

報徳社(「大日本報徳社」一引用者注)の講師は……、一切の私情を捨てて明朗会又は翼社(「翼賛社年団」一引用者注)と協力すべし。(『河井日記』S20.1.14)

記述中、「明朗会」とは、丸山方作と農業・農作物等を研究・学習する為に各地に結成された研究・学習会である。「丸山会」とも言われた。

河井は、「大日本報徳社」やそこの人々と、「大政翼賛会」、「翼賛政治会」、「翼社」やそこの人々との関係は「苦衷」であった。筆者は、その様子を〈前田F著書〉で、以下のように示した(『日記』とは、『河井弥八日記』。「大社」とは「大日本報徳社」。本稿にある「部落」は、当時に社会で通用された言葉であり、筆者が意図する言葉ではない)。

河井は、『日記』によると、「大政翼賛会」が成立した頃にこれを法律的・政治的見地から慎重に研究した。例えば、昭和15年12月7日、東大法学部研究室に小野塚(喜平次一引用者注)を訪問、「大政翼賛会ノ法律的政治的性質ニ付所見」を述べて教を請いた(『日記』S15.12.7)。小野塚喜平次(明治3年12月21日～昭和19年11月26日。法学博士)は、わが国のアカデミズムにおける政治学の創始者とも言われ、次のような経歴をたどっていた。明治34年、「東京帝国大学法科大学」教授(最初の政治学講座の専任担当者)。大正6年、「帝国学士院」会員。同14年に学士院から貴族院議員に選出。昭和3年12月22日～同9年12月27日、「東京帝国大学」総長として、昭和恐慌、満州事変等が起こった多難な時期に大学行政を担い大学を守る。軍国主義による大学の自治の喪失や戦争突入を強く憂慮・憤慨。同18年に公職を辞し、翌年死亡。

また、河井は、議員仲間等ともこれについて研究し、これに対して否定的な態度を取った。(中略)。

しかし、以下からわかるように、河井の身近な者が「大政翼賛会」の中核等に進んで

いったようである……。 (中略)。

また、次のように、「大社」増産講師も「翼壮」の甘藷増産指導講師になった。昭和18年3月16日、夜、「大社」増産講師—引用者注 藤田久蔵、高平勇、井村豪3氏来訪、甘藷増産運動につき、十分な打ち合わせ。また、丸山の近況を知る。氏等は、「翼賛壮年団」の甘藷増産指導講師として辞令を受ける為上京したと云う（『日記』S18.3.16）。

河井自身は、「大政翼賛会」解散まで、総裁の下に位置づく事務総長、常任顧問・顧問、常任総務・総務という役員、中央本部事務局内の役員などの中枢にはならなかったようではある。しかし、河井の政治的立場と「大政翼賛会」「翼賛政治会」との複雑な絡まり合い、「大社」の甘藷増産活動と「翼壮」との共存関係、「大社」内の人と「翼壮」との関係（「大日本翼賛壮年団本部」発行の〈丸山述 昭和18年9月〉や、「大日本翼賛壮年団」発行、丸山方作校閲、田村勉作述の『甘藷』昭和15年頃か〈筆者未見〉、という本もある）等もあったと思われ、河井は「大政翼賛会」「翼賛政治会」の諸々の委員を務めるなど、「大政翼賛会」「翼賛政治会」「翼壮」と関係したまたはせざるを得なかった。その状況が伺える『日記』は以下である……。 (中略)。

「翼壮」は、地域で甘藷増産運動も含む食糧増産運動をした。現場で甘藷増産活動をする「大社」増産講師からは、「翼壮」との競合関係等による困難が、河井に告げられた。その状況がわかる『日記』は以下である（それぞれの日付の『日記』より）。・昭和18年11月4日、丸山方に至る。各地の状況を告げ、明年の増産を計る。この時、高平勇来訪、報徳社及び翼壮団の講師兼用に対する困難を述べられる。圃場で、丸山の実験を視る。抹取を手伝う。この時、翼壮指導部の人気が賀より来会。・同年11月7日、報徳社で、石原民次郎、藤田久蔵、高平勇3氏に面会。翼壮に於ける麦及び甘藷の増産指導と報徳社に於ける甘藷栽培指導との競合、これ正に関してである。・同年12月13日、伊藤恒治に対し、翼壮の指導者と本社の指導者との関係対策を告げ、森口会長に通告することを求める。

こうした状況の中、昭和19年1月14日、河井は、「西遠明朗会」会長・議員仲間の森口淳三と会談し、全国での甘藷増産は、「大社」が「大社」増産講師を派遣し、地域の甘藷増産は、「翼壮」県団が県庁農業会と協力してその徹底に期するという役割分担による一応の結論を作った（『日記』S19.1.14）。そして、同年8月18日、「大政翼賛会」事務総長の後藤文夫を訪ね、河井は、今後「大政翼賛会」より離脱し、食糧増産運動は、「翼壮」を経ずに「大社」が単独でやっていると告げた（『日記』S19.8.18）。また、同日、農商省西村彰一農政局長に、「翼壮」の食糧増産運動を認めるか否かを問い、河井の否定的見解を示し、農商省から「大社」増産講師への指導助成により、「大社」増産講師の活動充実を図ろうとした（『日記』S19.8.18）。

しかし、……、国民は、部落会・町内会・隣保班（隣組）に所属する限り、「大政翼賛

会」とそこで推進される戦争協力とは全く無関係ではいられない仕組みになっていた(河井も、世田谷区北澤2丁目の町内会に所属)ことや、「大社」増産講師も「翼壮」から呼ばれて甘藷増産指導をする関係すなわち共存関係もあったこと、等があった。こうしたことが原因だと思われるが、河井には、以下のように、釈然としない、苦衷を伴う状況が続いた。・昭和19年8月22日、「翼賛壮年団」に「大日本報徳社」より講師派遣の件に関し、深刻な疑問続出。去る18日後藤文夫訪問以来、未だ釈然たらず(『日記』S19.8.22)。・同年9月6日、森口淳三、貴族院控室に来訪。翼壮関係事項並びに食糧増産に関し、その後の実状を告げ、「慎重公正ノ態度ヲ求ム」(『日記』S19.9.6)。・同年10月24日、後藤文夫を訪問。翼壮との関係につき、「苦衷ノ存スル所」を述べる(『日記』S19.10.24)。・同20年2月9日、森口代議士、第8控室に来訪。氏と翼壮との関係につき苦衷を述べる(『河井手帳』宮S20.2.9)。

こうした状況のまま、結局「大政翼賛会」は、昭和20年6月14日に解散式を迎えた。(pp.159-163)

こうした知識をもって、今回の『河井弥八日記』(S20.1.14)の記述を解釈すると、以下のことが言える。

- A. 昭和19年10月、昭和20年2月の時点でも、河井にとって、「大日本報徳社」と「翼壮」との関係は「苦衷」ではあったが、昭和20年1月の時点で、河井は、「大日本報徳社」講師に対しては、「一切の私情を捨てて」「翼壮と協力」させる意思を固めていた。このことは、河井に、「大日本報徳社」の講師も「翼壮」(戦争協力をした)の人々も協力して、甘藷増産をし、甘藷からの軍事用の無水酒精・液体燃料製造につながるようにしたいという心情・意識もあったことと考えられる。

Ⅱ. 戦後(昭和20年8月15日～昭和26年12月31日)

1. 天皇、皇族

(1) 皇族と報徳・農業との関わりを強めたいという意向があった

今回の『河井弥八日記』(S21.6.2)に、以下の記述が見つかった。

加藤仁平氏、加藤勝也氏は……予に対し、皇族は今後報徳御生活に入らるべしとの意見書(筆者未見一引用者注)を高松宮殿下(昭和天皇の弟一引用者注)の吉島事務官へ上りし由にて、之に対する予の所見を質さる。予は之に同感なるも適当なる人物を薦むるこ

と、帰農することを先要とし臣籍御降下（^{しんせきこうか}臣籍降下とは、旧憲法下で、皇族がその身分を離れて、姓をもって臣下の籍に入ること。日本国憲法施行後は、^{こうせきりだつ}皇籍離脱の語になった—引用者注）亦必要なりと答ふ。^(こんせい)惓誠（真心がこもっていること・さま—引用者注）の人なきを患とす。（『河井日記』S21.6.2）

これは、昭和21年6月2日の「報徳経綸協会」主催の会合（「報徳経綸協会」関係の中川望、加藤仁平、矢部善兵衛、加藤勝也等、「大日本報徳社」関係の河井弥八、鷺山恭平、佐々井信太郎等が出席）の後に、加藤仁平、加藤勝也が、皇族は今後報徳御生活に入らるべしとの意見書を高松宮殿下の吉島事務官へ提出したことに対する河井の所見を質問したことに対して、河井が所見と心情を表した記述である。

河井の所見を理解するには、まず、河井は、若い頃から食へのこだわりがベースにあり、後も食を大切に続けたことを理解する必要がある。それを裏付けるもの・ことは〈前田C論文〉〈前田D論文〉〈前田E論文〉〈前田F著書〉で多数示したが、一部を取り上げると、以下のようになる。

- ・農民出身であった。
- ・（農業とも関わる）報徳の土壌が強い土地柄、風土の中で生まれ育った。
- ・祖父、父とも食糧問題、治山・治水問題等に関わっていた。
- ・「静岡県立静岡中学校」の寄宿舎で、「^{まかないだいせいばつ}賄大征伐」という名の食改善の運動を起こした。
- ・華族出身者が多い宮中界、貴族院議員の中にも、「静岡の農民」たることを自認していた。
- ・「大日本報徳社」の副社長となり、尊徳（農民出身）の報徳思想との関係が一層強まった。
- ・戦中・戦後に人々の衣食住が成り立つよう全力をあげた。戦中・戦後において、甘藷等の増産により、食糧を絶やさないようにすることに尽力した。
- ・昭和天皇の皇居における稲作は、河井のアイデアで始められた。
- ・天皇を始めとする皇室と甘藷を始めとする食とを結びつける活動をしてきた（〈前田C論文〉の「表15. 皇室、国会議員、国の行政、研究者、等と丸山方作との関係に関する記述」〈pp.255-260〉、他）。
- ・河井が発端を作って、皇室、国会議員、国の行政、研究者、等と丸山とを関係づけることをしてきた（〈前田C論文〉の表15）。その中には、多くの人々が丸山宅の甘藷畑（愛知県^{みなみしたら}南設楽郡^{しんしろ}新城町）を視察することや、逆に丸山等が東京の随所（皇居内、御苑）へ出張して甘藷の指導をすること等が多数あった。なお、天皇を始めとする皇室は、丸山宅には行っていない。

- ・天皇が、戦争終結の大詔を出した昭和20年8月14日付で、河井は「時局拾収ノ一構想」(「関屋貞三郎関係文書」, 掛川市所蔵) という文章を書き関屋貞三郎に届けた。この中に、「国民ヲ食ハセルコトテアル」「以上ハ悉ク経済問題テアル、換言スレハ如何ニシテ国民ヲ食ハスコトカノ問題ニ外ナラヌ而シテ其何レニ失敗スルモ致命的経済破滅ヲ招来スル虞ガアル」とあるように、国民が食えるようにすることが非常に大切だとした。また、そのようにするよう尽力した。
- ・『いも建白書』(昭和26年1月19日付で、衆議院議員坂田英一、参議院議員河井弥八、参議院議員和田博雄、等11名の連名で、内閣総理大臣吉田茂、大蔵大臣池田勇人、農林大臣廣川弘禪、等5名宛に提出し要望した建白書。詳細は〈前田F著書〉pp.178-179)に、「ひとり公のルートによる配給維持に貢献したばかりでなく、各種のかくれたルートを通じて都市民の窮乏を救った」(〈同上〉pp.178-179)の文面を入れ、ヤミルートで出回った甘藷を肯定・容認しているように、食うことをよしとした。

河井による天皇を始めとする皇室と甘藷を始めとする食とを結びつける活動に関しては、今回の『河井弥八日記』にも多数みられるので、そのうちの一部を以下の①～③でみてみよう。

①貞明皇后の「興農学園」への行啓

今回の『河井弥八日記』(S24.5.9)に、以下の記述が見つかった。

皇太后陛下(貞明皇后一引用者注)……御着、直に拝謁を賜り、園(静岡県田方郡西浦町久連^{くづら}の財団法人「興農学園」一引用者注)の沿革事業に付説明申上ぐ。次に理事(夫人共)に拝謁を給はり、次に古里園長より実験及事業に付説明申上ぐ。それより自動車にて御発、農園を御覧遊ばさる。園長より一々説明申上ぐ。(中略)。……、還啓あらせらる。途中三津^(みと)にて水族館御覧の御予定……。 (『河井日記』S24.5.9)

この昭和24年5月9日の貞明皇后の「興農学園」への行啓は、財団法人「興農学園」(昭和19年3月1日現在、河井が理事)に、河井が、沼津御用邸に滞在中予定の皇太后(貞明皇后)に行啓を願い、準備の末、実現したものであった。なお、河井自身も以前の昭和17年11月8日に、「興農学園」の記念式に列席し、農場を視察していた(『河井日記』S17.11.8)。

この「興農学園」は、昭和4年6月、渡瀬寅次郎(札幌農学校第一期生)の遺言で、静岡県田方郡西浦町久連(河井の妻の要^{かなめ}の実家がある田方郡土肥町^{といちよう}の近く。沼津御用邸の近く)に開設された(初代理事長は、札幌農学校第二期生の新渡戸稲造)私立の農業学校である。「デンマーク国民高等学校」に範をとり、キリスト教主義に基づく農場教育を行い、西浦のみかん(江戸時代からの伝統あり)の発展にも寄与した。戦中・戦後は、みかんも貴重な食

糧であった。

上記のデンマークに関しては、次のようなことが言える。デンマークは、1864(元治1)年にドイツに敗戦し、国土の約5分の2を失ったが、敗戦後は“外に失ったものを、内にて取り戻そう”のスローガンのもと、産業革命の動きとなり、(戦争をせずに)国の内側を充実させることに努めた。そして、「デンマーク国民高等学校」(デンマークの人グルントヴィの思想が端)の教育などにより、国を作っていった。農業、協同組合も大きく発達させ、緑やミルクや食物が豊かな国になった。なお、日本が世界最古で最長の皇室を抱えている国であり、デンマークがヨーロッパで最古の王室の国であるので、日本とデンマークとは皇室・王室の伝統があるという点でつながる面があった。

河井執筆の『昭和二十年』(貴族院の手帳)中の「氏名」欄によると、昭和20年頃、「興農学園」の顧問に江川英文など、理事長に白澤保美、理事に松前重義などが入っていた。このうちの松前は、青年時代に内村鑑三(明治44年に『デンマルク国の話』を講演し、『聖書之研究』第136号に掲載)の研究を訪ね、デンマークの話聞き啓発され、デンマークを視察し、後「デンマーク国民高等学校」に範をとり、「望星学塾」(昭和12年～)、「東海大学」(同21年～。その前の専門学校2つを合併)を創設した人物である。「若人」に「戦争による拡大よりも」「世界の平和と資源の開発」を呼びかけた(「東海大学海洋科学博物館」〈昭和45年開館〉の額の文面なので、戦後の言葉かもしれない)。

また河井は、昭和21年に、貴族院の議員を「同成会」(貴族院の院内会派)に多数入会させているが、そのうちの一人の山崎延吉^{のぶよし}も、デンマークと関係があった。彼は、明治30年、東京帝国大学農科大学農芸化学科を卒業した。同34年10月、「愛知県立農林学校」初代校長として赴任し、学校では多くの人物を育て、地域の農業改善に尽力した。安城^{あんじょう}一帯が「日本のデンマーク」と言われるようになった立役者と考えられる。農民のバイブルとも言われた『農村自治の研究』(明治41年)の著書もある。

河井が、以上のような知識をどれ位もっていたかは日記からではわからない。しかし、「興農学園」の理事も務め、学園の沿革も知っており、学園を貞明皇后にお見せしたいとまで考えており、デンマークと関係のある日本の人々を知る機会をもっていた河井は、デンマークとその日本への影響の知識はある程度もっていたと考えられる。今回の『河井弥八日記』(S24.5.9)の記述を通して、河井がデンマーク、平和、農業を通じた人の育成、などに好意的意識をもっていたことが窺える。

②高松宮殿下による明朗会農場への視察

今回の『河井弥八日記』(S24.10.20)に、以下の記述が見つかった。

……、駒場なる明朗会農場(森口淳三経営の代々木の農場—引用者注)に至る。(中略)。

高松宮、同妃殿下には十一時……御着あらせらる。(中略)。殿下には拝謁の各員に対して御会釈を給はり、次で甘藷各品種を台覧あらせらる。それより農場に進ませられ、各種の品種及栽培方に付、掘取を御覧あり、……。……。森口会長は謹で本日の光栄を謝し奉り、予は丸山翁の事歴を説明申上げ、次で丸山翁は甘藷の性能、品種、栽培法及利用方法等に就き、自作の画を台覧に供しつゝ言上す。敬誠言動に溢る。斯くて野趣ある農村料理にて昼餐を上り、……。卓上各種の放談あり、和気庭内に充つ。斯くて両殿下は一時御機嫌良く御発車、御帰還あらせらる。(『河井日記』S24.10.20)

昭和24年10月20日の高松宮殿下による明朗会農場への視察の件は、筆者が既に『丸山日記』(S24.10.20)を使用して〈前田C論文〉の表15で示してきたが、今回の『河井弥八日記』(S24.10.20)の記述は河井から見た当日の高松宮殿下、丸山などの様子を描いたものである。

この記述に表れている行事を作った河井は、高松宮殿下に、河井・丸山の甘藷増産活動に理解を示していただきたいという気持ち・心情であったと思われる。高松宮殿下も理解を示している様子が伺える。なお、高松宮殿下自身も、報徳の理解者であった。

③その他

その他、今回の『河井弥八日記』に、河井による皇室と食とを結びつける活動がみられる次のような記述があった。

東遠明朗会員の赤城醸出に係る甘藷二俵を両陛下并皇太后陛下へ献上の為発送す。(『河井弥八日記』(S21.11.6))

丸山方作氏より去八日附にて九日献上藷一俵づゝ宮城、沼津御用邸、高松宮殿下へ発送せし由……通知あり。(S21.11.11)

……。大宮御所に伺候し、二時拝謁。……。三時三十分まで甘藷、馬鈴薯に依る食糧自給運動に付言上す。陛下には一日一食は甘藷食にて満足すと宣ばせらる。(S23.2.28)

……。秩父宮邸に伺候す。(中略) 予は明朗会員奉仕に関し御礼を言上す。(S24.8.28)

以上の知識をもって、今回の『河井弥八日記』(S21.6.2)の記述を解釈すると、以下のことが言える。

A. 河井は、戦後に皇族が、「報徳」の「生活に入ら」れるようにしたいという加藤仁平、加藤勝也の意見には「同感」であった。

- B. しかし、「惻誠の人なきを患とす」の言葉からわかるように、河井は既に報徳関係者も含めて多くの人との人間関係を築いてきているにも関わらず、真心を込めて皇族に報徳をお教え・お伝えできる適切な人物がいないと思っていた。
- C. 河井には、加藤仁平、加藤勝也の意見よりも前から、既に自分が天皇を始めとする皇室に接して、報徳・農業をお教え・お伝えしているという意識があったのではないか。
- D. 河井が「先要」とする皇族の「帰農」に関しては、次のようなことが考えられる。農民出身であり、食にこだわりつつ天皇・皇后・皇太后の身近にいて、天皇・皇后・皇太后から信頼を置かれていたという位置の河井は、戦中に天皇を始めとする皇室と甘藷を始めとする食とを結びつける活動をしてきたが、戦後も天皇・皇族には、衣食住の基になる農業に自ら親しまれることをしていただきたいと考えていたのではないかと思われる。そのお姿は、当然国民に伝わるので、そのお姿を国民に示していただきたいとも考えていたかもしれない（なお、昭和2年から続く昭和天皇のお田植えとお稲刈りは、戦後の新聞・テレビ等でしばしば報道された）。

(2) 昭和天皇は、戦後復興の道筋に関する河井の真意・本音と考えられることを聞き肯定し激励した

今回の『河井弥八日記』（S22.5.7）に、以下の記述が見つかった。

……侍従職事務官室に至り両陛下の御近状等を伺ひしに、当番侍従より拝謁を願ふべきやと問はれ、……拝謁を賜はることとなれり。（中略）。……最近の食糧事情窮迫の状勢を説明申上げ、速に国内自給対策を樹つるの必要と之が実行可能性とを明にし、之が為には当然甘藷の増産に俟つべきこと、従て国民の食慣習を改むべきこと及其方法を詳かにし、予は畢生の努力を以て之が実現を期することを申上げたり。又甘藷等増産の原理は作物生理を明にして適切なる栽培法を行ふに在りて、齊しく報徳社講師の実施に係る所にして、又米国Dr. Wilcoxの所見と一致することを奏上したり。それより国民思想の振興は報徳精神の普及徹底に依るを先要とし、之が為には報徳社の活動に俟つべきものとして事業の概要を申上げ、学説としては単に報徳の理論の討究に止らず、進んで各種思想との比較研究を為すべく、又大に青年教化運動に入るべきを奏上す。是に於て陛下より之が財源の有無如何との御下問を拝す。予は^(きょうく)恐懼し実情を奉答したる後、報徳同人は事業を先にし財源を後にすの主義なるを申上ぐ。尚理論的教化は其所説適切なるも物的裏付けなくば実効を挙ぐる事甚困難なりと説明申上げ、農村振興は先ず食糧増産より入り、後に報徳精神の徹底を計るを採ると申上げたり。陛下には畏くも一々御肯定遊ばされ、大に努力せよと御激励を賜はりたり。拝謁四十分にして退出す。（中略）。

次に皇后陛下の拝謁を賜はるべしとのことにて、御座所に入り御機嫌を奉伺し御旁はりの御言葉を拝す。御慈愛溢れ感涙下る。(『河井日記』S22.5.7)

この記述は、以下の意味において、重要なものと思われる。

- ①急遽、河井が拝謁を許され、昭和天皇と向かい合い、天皇に語った中身・内容を明確に示した記述である。
- ②河井が、40分という短い時間内で天皇に語った中身・内容は、天皇も国民も河井も大変な戦後の状況下で、天皇に知っていただきたい、理解していただきたいと語った真意・本音であると考えられる。
- ③我が国は、昭和20・21・22年と食糧危機の底であったが、この場面は、食糧危機の最中のものであり、河井が本当に実行したい戦後復興の道筋が示されていると思われる。
- ④河井の日記の中で、これ程詳細に天皇との会話の中身・内容を記述したものは稀である。
- ⑤急遽、天皇に拝謁を許されて語り、かつこの日のうちに吉田茂首相に会見を求めて会談することになる。吉田との30分の会談の中で、河井は「本日拝謁の要旨を報告し、報徳運動推進の為政府より相当の補助を乞ふ。首相は之を諾せられ、近く之を決定して通知すべしと答」(『河井日記』S22.5.7)えた。このように天皇、首相と話しがスムーズに進んだ河井にとっては大きな出来事であったと考えられることの記述である。

今回の『河井弥八日記』(S22.5.7)から、以下のことが言える。

- A. 河井が考えていた戦後復興の道筋は、以下であった。食糧事情窮迫に対し、国内自給が必要で、甘藷の増産と国民の食習慣を改めることをする。甘藷等増産にあたっては、作物の生理がわかった上での甘藷等増産を行うことを原理とするが、それは既に(「丸山式」甘藷栽培法による甘藷増産などにより)「大日本報徳社」講師が実施してきている。国民思想の振興としては、報徳精神の普及・徹底が先要である。その方法としては、「大日本報徳社」の活動によるものがよい。報徳理論の討究だけではよくなく、各種思想との比較研究も必要である。青年教化運動もする必要がある。理論的教化だけでは意味がなく、人々に物的裏付けがあって実際の効果が挙げられるので、農村を振興させていく際には、まず食糧増産活動から入り、後に報徳精神を感じ取れるようにしたい。
- B. 昭和天皇は、こうした戦後復興の道筋に関する河井の真意・本音であると考えられることを聞き、「肯定」し「激励」した。
- C. 河井には、食に関してGHQから何とかしてもらおうという考えはほとんどなかったと思われる。
- D. 河井は、天皇の「肯定」を後ろ盾に、吉田首相に財源を作ってもらおうとしたとも考えられる。

（3）昭和天皇自身が、戦後日本の再建には報徳が重要と考えていた

今回の『河井弥八日記』（S24.11.26, S24.11.30）に、以下の記述が見つかった。

……，天皇皇后両陛下御夕食の御相伴に召され，……出頭す。（中略）。……，天皇陛下の御右に座席を賜はる。（中略）。食間及食後種々御話を承る。特に天皇陛下より群馬県報徳奉仕団の参上したること，赤木博士著砂防工事と治水の献上に対し御謝意を表せられしこと，又皇后陛下より甘藷の献上に対し有難うとの御言葉を賜りしことは感激に堪へざりき。国会の状況，報徳運動，砂防，植林等御話し申上ぐ。（『河井日記』S24.11.26）

……，西田天香氏の紹介に依り，群馬県吾妻郡太田村白石実太郎氏に面会す。氏は二十四，五，六の三日皇居奉仕のため上京せりと云ふ。太田報徳社々長なり。去二十六日御相伴の節，聖上（昭和天皇—引用者注）より群馬県下報徳社員奉仕のことを承れるに該当す。氏は其節両陛下に拝謁し，聖上より特に報徳道を以て再建に努めよとの御言葉を拝したりと告げらる。（『河井日記』S24.11.30）

筆者は、既に〈前田G論文〉において、群馬県の報徳社有志が、宮城において、甘藷掘り取り後の雑草の敷込その他の作業に奉仕中の昭和24年11月25日午後3時頃、昭和天皇・皇后が来て、天皇が「食糧事情はどうか、生活の模様はどうか、／報徳社は今何をしておるか」と質問し、「私も報徳の精神は日本の再建に常に役立つ事と思ふから、しつかり頼みます。」（『報徳』第49巻第1号，大日本報徳社，昭和25年1月，P.4）と述べた、ということ明らかにしてきた（pp.114-115）。

今回の『河井弥八日記』（S24.11.30）の記述は、昭和天皇自身が、戦後日本の再建には報徳が重要と考えていたことを示す事実を、上記『報徳』に載せる前に、河井が知った日の日記に記したものである。

こうした知識をもって、今回の『河井弥八日記』の記述を解釈すると、以下のことが言える。

- A. 昭和24年11月26日、昭和天皇自身が、河井に、群馬県報徳奉仕団が（皇居内に）参上した件を伝えていた。天皇は、河井を夕食に誘い、彼に右隣りに座ってもらい、この件を話しているの、特に河井にはこの件を伝えたかったのではないと思われる。
- B. 天皇は、昭和24年11月25日に群馬県報徳奉仕団の中にいた「太田報徳社」社長の白石太郎に「報徳道を以て再建に努めよ」と述べていた。これは、天皇が、戦後日本の再建を、報徳という日本産のもので行ってほしいとする真意・本音とも考えられる言葉だったので

はないか。

- C. 「報徳道を以て再建に努めよ」の一言には、戦前から河井と身近な天皇が、河井の考え・活動に理解を示していた側面、或いは河井の考え・活動に賛同・同調したという側面があったかもしれない(上記(2)の『河井弥八日記』〈S22.5.7〉の記述にある、河井が天皇に語ったことなどが伏線になっていたかもしれない)。そうであれば、河井が天皇に与えた影響は大きかったと考えられる。

2. 連合国軍最高司令官総司令部 (GHQ)

筆者は、既に〈前田G論文〉〈前田H論文〉において、戦中・戦後に、アメリカ側が、日本へ報徳活用の働きかけをしていた状況を明らかにしてきた。特に、〈前田H論文〉においては、GHQの人々が、報徳への関心をもっていたことを示した。〈前田H論文〉で、GHQのインボーデン少佐以外で示したものは以下である(インボーデンに関する言及は多いので、本稿では省略)。

VI. GHQの人々による報徳への関心

GHQの中には、インボーデン少佐以外にも、尊徳・報徳に大きな関心を寄せる人物が複数いた。例えば、以下のような場面で、そのことがわかる。

昭和21年10月20日、栃木県上都賀郡今市町の今市「報徳二宮神社」において「尊徳翁生誕百六十年祭」「国土復興民生安定祈願祭」「崇敬者加名奉告祭」の大祭が行われ、進駐軍栃木県陸軍司政官リード中佐が、夫人・娘と高澤(司政部の技術顧問)夫妻を同伴して参加した。リード中佐は、報徳文庫遺品、遺書の1万巻写本「報徳全書」2,500冊の内容と尊徳の遺徳を詳細に聞き、「民衆の幸福の為に一身一家を捧げられたる民主主義者二宮尊徳翁の人格を礼讃」した(『大日本報徳』第45巻第10号、大日本報徳社、昭和21年12月、P.20)。

昭和21年11月24日、GHQ婦人部員ウィドー中尉(女性)は、古野通訳・随行者と、「大社」を訪問した。「大社」の「仰徳館」で、河井社長、鷲山恭平副社長と会見・歓談をし、彼らは報徳に関する視察をした(『大日本報徳』第45巻第10号、大日本報徳社、昭和21年12月、P.20)。

VII. GHQによる「大日本報徳社」の「報徳図書館」への図書寄贈

昭和24年と思われるが、GHQは、「大社」の「報徳図書館」へ、英書50冊を寄贈した。「大社」は、「総司令部寄贈図書」と題して『報徳』(『報徳』第48巻第4号、大日本報徳社、昭和24年4月、P.30)に、これらの利用を勧める記事を掲載した。

今回の『河井弥八日記』には、上記以外にGHQ関係の記述は以下の他多数あった。

内田明氏に面会し笠井重治氏の米司令部 Gen.Thope との会見記の一覧を求めしに、同氏本日笠井氏を訪問せしに貸与を得ざりしと云ふ。Copy入手次第郵送せられんことを乞ふ。（『河井日記』S20.10.27）

……GHQ天然資源局農業部農業経済課課長 Robert S.Hardy氏及 Mr. Davis と会見し、日本の食糧問題解決の方法として甘藷、麦の増産論を述ぶ。種々の点に付質問あり、之に答ふ。相互に満足の結果を得たるを欣ぶ。（中略）。Hardie氏に甘藷増産法、麦多収穫法及蔬菜栽培法各一部を呈し、又 Dr. W.O.Wilcox 著 Nations can live at Home を貸与す。（『河井日記』S22.3.17）

また、今回の『河井弥八日記』（S21.11.24）に、前述ウィドー中尉に関するより詳細な状況がわかる以下の記述が見つかった。

GHQ民間情報教育部企画課婦人部長陸軍中尉 Ethel B.Weed嬢及 Miss Miriam Farley の来社を俟つ。（中略）。一行は十時五十五分着にて来社す。（中略）。報徳社事業の説明、時局に対する報徳運動の効果、報徳農村の実情、常会、講習会の盛況、地方への感化等を説明したり。又本社の沿革、岡田家の事蹟、報徳理論の民主性、基督教と報徳信念との相似関聯、報徳婦人運動、報徳教育運動、報徳青年運動等の実質問題にも討及せられたり。更にGHQ諸氏は真の日本国民性を知悉するためには宜しく都市、農村の指導的人物に接し、又多衆人民の無垢の感情を体得すべしとの論に入り、報徳村視察の徹底行を勧告したり。又現下婦人代議士に対する予の批評、戦前布哇に於ける第二世の心掛くべき国家に対する忠誠態度論、食糧自給策実現の実例と国策樹立の確実性など予の所信を伝ふるを得たり。（中略）。それより講義室に陳列せる故先生の遺著を案内し、又甘藷の実物、写真及麦の写真に付き、其増産力と食糧問題解決の力あることを説明せり。（中略）。報徳社に対する尊敬と信頼とは大に増加せるが如く、又予に対する態度に於て敬重の加はりしこと著しきものあり。固く東京に於ける再会を約したり。／今日の成功は……。」（『河井日記』S21.11.24）

この記述中、河井が考える「報徳理論の民主性」、「基督教と報徳信念との相似関聯」の中身・内容は、河井の考え方を知るうえで重要だと思われるが、ここには書かれていない。

今回の『河井弥八日記』の記述から、以下のことが言える。

- A. 河井は、GHQの何人かには、甘藷増産が戦後日本の食糧問題解決の力となることを説明した。
- B. 河井は、「報徳理論」の中に、何らかの「民主」をみていた。
- C. 河井は、GHQウィドー中尉に、「真の日本国民性」を知る為に、「都市、農村の指導的人物に接し」たり「多衆人民」のありのままの「感情を体得」したりするべきとし、「報徳村視察」を勧めていた。

3. 国民

(1) 国民の食糧としての甘藷のゆくえ

筆者は、〈前田F著書〉で、戦後我が国の食糧、甘藷に関する状況を示してきた (pp.102-112他)。その一部を示すと、以下になる。

- ・昭和20・21・22年と食糧危機の底であった。
- ・昭和23年2月、「食糧配給公団」を設立し、諸類、澱粉は、「総合食糧」として配給した。ここで、7年半にわたりイモ粉の統制業務を行った。また、「食糧配給公団」の1部局として、「諸類局」と「澱粉局」を設置し、諸類の集荷及び配給機構を、米麦と同等に扱い、諸類を雑穀と共に主要食糧として基礎づけた。「食糧配給公団」設立により、従来の統制機関「日本諸類統制株式会社」「日本澱粉統制株式会社」を解散した。
- ・昭和23年7月、甘藷・馬鈴薯に関する行政は、農林省特産課から再び農産課所管となった。
- ・昭和23年度は、ようやく遅配・欠配なしという状況になった。
- ・昭和23年は、供出が順調に進み、輸入食糧も前年より増加した。
- ・諸類に関して、昭和24年あたりから、新たな局面が出てくる。
- ・昭和24年2月、いも類の供出完了後の自由販売が実施された。
- ・昭和24年は、諸類の配給辞退が増加した。
- ・昭和24年9月9日付のGHQの覚書「いも類の価格及び配給統制に関する件」において、「いも類に対する統制廃止」「主食配給からいも類を除くこと」が指摘され、同日、連合国軍最高司令官が、日本政府に対し、同25年度における甘藷及び馬鈴薯の統制撤廃の承認をした。皮肉なことに、昭和24年は、甘藷、馬鈴薯は、最高の作付面積に達成した。
- ・昭和24年12月、GHQは、重要物資統制の大幅撤廃を指令した。
- ・昭和25年3月31日、いも類の統制撤廃 (法律第54号) がなされた。

筆者は、また〈前田F著書〉で、甘藷には多くの用途があったことも示してきた（p.11）。これによると、一般に甘藷・さつまいもと言われる部分である塊根^{かいこん}は、主食生藷、酒精原料、藷焼酎生芋、などにされたが、さらに第1次加工として、飴、澱粉、など、第2次加工として、葡萄糖、薬品混入、など、第3次加工として、甘味料、混成酒、ソルビット、ビタミンC、クエン酸、など、と多くの用途に使用可能であった。

河井は、戦後も昭和21年2月に設置された「食糧対策審議会委員」（内閣）、戦中から貴族院の中に作られた「食糧調査委員会」の仕事・活動を行った。また、戦後9名の「大日本報徳社」増産講師を就任させた。また、戦後しばらくは「大日本報徳社」増産講師等に活動させた（〈前田C論文〉の表15、表16、表17参照）。また、「大日本報徳社」内に「食糧増産部」を設置した（『河井日記』S20.12.29、S21.1.26、S21.6.4、他。全国規模の食糧増産ではなかったようである）。また、「〔大日本報徳社〕—引用者注）講師出張に付鉄道乗車券特別発売要求」（『河井日記』S21.1.26）もどこかにしたようである。また、丸山方作の著書（全ての丸山著書は〈前田C論文〉の表2参照）を随所に配付した。また、GHQの人々と接し、甘藷増産に意欲をみせた。

昭和20・21・22年と食糧危機の底の時は、戦中の河井の甘藷増産活動の発想の延長のようなものでよかったかもしれない。しかし、徐々に食糧危機の底から抜け出せるようになってくると、そのようにはいなくなってきた。

昭和23年度に、ようやく運配・欠配なしという状況になった。同24年は、藷類の配給辞退が増加した。同25年3月には、いも類の統制撤廃となった。この頃には、いも類の処理の為に、澱粉工場が多数設立され、澱粉の生産量も急増した。この澱粉は、戦後の甘味不足により需要が多かった水飴原料として使用された。しかし、こうした動きも、昭和26年の砂糖の統制廃止により変化していった。水飴価格が暴落し、澱粉価格・原料甘藷の価格が急落した。澱粉の不況となり、甘藷・馬鈴薯の作付農家の経営が困難な状況になった。こうした状況に対し、昭和28年8月、「農産物価格安定法」が制定され、澱粉価格が低落したら国が買い上げることで原料の甘藷・馬鈴薯の価格維持を図る政策が採用された。

余る甘藷の処理に関して、河井は次のように、昭和23年11月、食糧自給に固執しつつ、「六大都市に焼芋屋を公許」という処理策を考え、吉田首相に伝えていた。

……外相官邸に吉田首相開催の園遊会あり。（中略）。特に首相と緩談するを得たり。特に食糧自給策の堅持を求め、当面甘藷の処理策として、六大都市に焼芋屋を公許あらんことを進言す。（『河井日記』S23.11.21）

なお、河井は、吉田茂とは話が合ったようである。例えば、昭和22年6月29日に、河井は

吉田茂と「食糧自給論に付意見を交換」し、「甘藷増産を説明して夫人及一家を驚か」していた(『河井日記』S22.6.29)。また、同24年12月27日に、河井は吉田茂に「食糧自給策樹立と国土保全策の推進を要望」し、「予の意見は深き注意を以て容れられ、甚愉快なり」としている(『河井日記』S24.12.27)。

河井は戦後、甘藷の塊根部分の増産やそこを直接食べることだけに固執し続けたのではなかった。「甘藷粉」,「甘藷及馬鈴薯を製粉し」たもの(すなわち、加工品としての“粉”)に対しても着目するようになっていった。そのことに関する河井の早い方の日記の記述としては、以下がある。記述は、食糧危機の底の頃であった。

……甘藷粉製造よりパン焼に進み、大衆必需品供給事業の経営を勧説し、町村敬貴氏より贈られたる馬鈴薯粉并其原料を呈す。(『河井日記』S21.10.23)

夕町村敬貴氏来訪す。甘藷及馬鈴薯を製粉し麵麩を国民食と為すの急務なるを論じ、之が実施に付協議す。(『河井日記』S21.12.24)

三ツ葉食品工業社藤田喜一郎氏来訪す。甘藷麵製造会社の設立成れるを報ず。需に依り賛成人として署名し、且氏を片桐食糧管理局長官及坂田食品局長に紹介する為名刺を渡す。甘藷麵を贈らる。(『河井日記』S22.6.20)

筆者は、戦中に河井が、「遠州学友会」(明治20年頃からか、遠州の先輩・後輩関係で作られた会)の中で、甘藷に関わって強いつながりをもった鈴木梅太郎(遠州出身。「東京帝国大学農科大学」教授。「理化学研究所」創立)に、戦中に出回った、甘藷を使ったいわゆる「藷パン」を作ってもらい、普及させたことを明らかにしてきた(〈前田F著書〉pp.116-117等)。今回の『河井弥八日記』からは、戦後に河井が、「甘藷粉」から作るパン、麵を、国民に普及させようとしていたことが窺える。

なお、今回の『河井弥八日記』から、河井は「藷類増産中央会」の仕事もしていたことがわかった。会の詳細は不明であるが、日記に表れた早い方の記述としては、次のものがある。

藷類増産中央会にては……、日本澱粉化学工業会社代表五氏の来訪を受け、河井、町村(敬貴か一引用者注)より挨拶と事業推進の方法を述べ、協力を求め、代表者の入会を請ふ。(『河井日記』S23.2.21)

今回の『河井弥八日記』から、「藷類増産中央会」の活動の様子が垣間見れるので、以下

に一部示してみる。

- ①昭和23年4月28日現在、河井が「諸類増産中央会」会長であった。河井は、この立場から、この日に千葉県幕張町小学校で開催された「^(こんよう)昆陽祭」に出席し、「蒸藪を饗せられた。(『河井日記』S23.4.28)
- ②昭和23年6月3日、「諸類増産中央会」理事会を開き、町村(敬貴か—引用者注)、星(一か—引用者注)他が出席し、「会の活動方針、支部設置方法、資金募集方法等に付協議」し、「丸山方作氏歓迎会」や「笹山農林次官、山添農政局長、片柳食糧管理局長官及政務次官招待の件」を決定した。(『河井日記』S23.6.3)。
- ③昭和23年12月24日、河井は、安孫子食糧管理局長官を訪ね、「諸類増産中央会のため補助金交付の件、星(一か—引用者中)氏の諸加工技術者養成所助成の件に付懇請」した。(『河井日記』S23.12.24)。
- ④昭和24年4月11日、「諸類増産中央会」総会を開いた。「出席者は西山亀七、町村敬貴、北村一男、楠見義男、星一の諸氏のみ」であった。「森農相、竹内農産課長も出席」した。「大山健吉氏より日本農産加工株式会社視察報告」があった。「甘藪及馬鈴薯の貯蔵法及加工業の徹底普及に関し意見を交換」した。「衆議院より一名の出席者もなかりしは遺憾」であった。(『河井日記』S24.4.11)。

③④の記述から、「諸類増産中央会」は藪の加工(品)に目を向けていたことがわかる。④の記述から、昭和24年4月の「諸類増産中央会」総会には、「諸類増産中央会」側からの出席が少なかったこと、「衆議院より一名の出席者もな」かったことがわかる。戦中の甘藪増産に対する多数議員の士気が高かった状況と比較して、「諸類増産中央会」に対する議員の士気が低かった様子も窺える。

以上のように、食糧危機の底を抜け出した昭和23・24年ともなると、甘藪の塊根はますます「喉元過ぎれば熱さを忘れる」存在になってしまっているようである。河井も、そのことを実感していたと思われる。その結果が、『いも建白書』(前述。「甘藪を軽視」「蔑視する風潮」を嘆く文面がみられる)の提出(昭和26年1月19日付)につながったと思われる。世界中の主食の長い歴史において、主食に甘いものがほとんどなかった・ないことからわかるように、当時の日本の人々は、主食は甘い甘藪よりも米の方が合っていると舌で感じ取り、実際に主食が米になっていったと考えられる。

以上の流れから、次のことが言える。

- A. 河井は、戦後は、日本による食糧自給にこだわった。
- B. 河井は、戦後しばらくは戦中からの流れの甘藪増産を考えその活動もしたが、一方で時代の状況に合わせた甘藪利用に目を向けるようになっていった。

(2) 民主化

河井は、今回の『河井弥八日記』において、アメリカ的民主主義に安易に同調するような言葉を簡単に述べておらず、浅薄な民主化が進められることを危険視していた。

今回の『河井弥八日記』(S21.3.6)に、以下の記述が見つかった。

宮内官の単純浅薄なる民主化態度は怖るべき危険を包蔵することを痛切に感得したり。
(『河井日記』S21.3.6)

今回の『河井弥八日記』(S21.3.6)から、以下のことが言える。

A. 河井は、アメリカ的民主主義を短絡的に受け入れようとする意識・心情ではなかったと考えられる。

4. 報徳人—報徳社役員追放問題、報徳関係者追放問題—

「大日本報徳社」社長の立場にあり、報徳を大切に考える河井にとっては、報徳社役員や報徳関係者が、戦後の公職追放(パージ)の該当者になることは大きな問題であったと思われる。しかし、例えば、報徳関係者の加藤仁平は、昭和21年11月に教職から追放、「大日本報徳社」副社長の佐々井信太郎は昭和22年12月に公職から追放されることになった。

河井は「報徳社役員にして追放令に該当する者、追放令該当者にして報徳社の事業に関与せしめ得る範囲等を知る為、金森徳次郎氏を往訪す。」(『河井日記』S22.5.28)、「文部省に出頭し……、教職員不適格者を報徳社講師とするの可否に付質問す。」(『河井日記』S22.6.7)とあるように、追放令に該当した者が、報徳社の事業にどれ位関与できるか心配していた。また、昭和22年5月31日の「大日本報徳社」の理事会で「佐々井(佐々井信太郎か—引用者注)氏の掛川復帰(掛川の「大日本報徳社」で仕事ができるようになる・することか—引用者注)」などに付協議(『河井日記』S22.5.31)していた。

こうした状況に対し、今回の『河井弥八日記』に、以下の記述が見つかった。

北海道報徳会々長北海道興国報徳連盟理事長小林篤一氏、D項該当者として公職追放の指定に対する訴願に付、小林豪氏外一名来院す。協力を約す。(『河井日記』S23.4.16)

資格審査委員会に牧野委員長を訪ひ、加藤仁平博士著書追放異議申立の件を問ふ。既に昨日否決となりし由を答へらる。博士に電話及書状を発す。(『河井日記』S23.4.24)

……，北海道町村会参事佐々木一三氏と会見す。（中略）。北海道報徳会基金募集の件及小林篤一氏の追放解除申請の件に付説明す。（『河井日記』S24.4.19）

佐々井信太郎氏来院，追放解除申請書の証言書に署名す。（『河井日記』S24.5.27）

……，北海道小林篤一氏来訪す。報徳運動及追放解除に付協議す。（『河井日記』S24.8.17）

今回の『河井弥八日記』から，以下のことが言える。

- A. 河井は，報徳社役員や報徳関係者が，戦後の公職追放の該当者になることを避ける為，追放解除に対して協力した。

5. 報徳社—報徳社解散問題—

これまで，「大日本」という名称がついたままの「大日本報徳社」本社とその支社が存立・存続していることは事実としてわかっているものの，戦後どのような経緯で存立・存続されることになったのか，わからないままだった。

こうした状況の中，奈良岡聰智（平成27年）「河井弥八と戦後日本の出発」，〈a編著〉，が今回の『河井弥八日記』から，戦後において各地の報徳社が解散を命じられることがなかった経緯を示した。それは以下（p.585）である。昭和15年5月30日から翌日にかけて，河井は「大日本報徳社」で役員たちと，町内会・部落会の廃止問題にどう対処すべきか協議を行ったことを踏まえ，6月2日に内務省を訪問し「町村報徳社，部落報徳社に対し解散を命ずるや」について，地方局長に質問し，説明を求めた結果「甚懸念すべきもの」がある為，厚生省社会局の局長に「解散の事由なきを説明」し，内務省地方局と交渉を行うことを要請した。さらに，翌日静岡県庁を訪れ，報徳社解散問題に対して慎重に対処するよう求めた。結局各地の報徳社が解散を命じられることはなかった。奈良岡は，「インボーデンら占領軍の中に理解者がいたことも影響したのかもしれない。」（p.586）とも指摘した。

本稿では，筆者が既に平成7年の〈前田A論文〉等で示してきた知識等を基に，戦後の河井による対応の経緯だけではない戦中からの諸々の流れを示し状況の解釈を試みたい。

まず，今回の『河井弥八日記』から，河井等の動きが伺える記述は，以下である。

九時半報徳社に出勤す。（中略）。／五時一同夕食を共にし，食後報徳社の今後執るべき道に関し各員の意見を闘はす。而して先ず部落会，町内会の廃止に伴ひ，部落報徳社，町村報徳社の廃止問題并常会禁止問題に付内務省の指示ありしに関し対策を協議す。（『河井

日記』S22.5.30)

……内務省へ赴く。地方局長林敬三氏を訪ひ、五月三日政令第十五号に依り町村報徳社、部落報徳社に対し解散を命ずるやに付質問して説明を乞ふ。局長は総務課長樺山俊夫氏を呼び、懇切なる説明を与へらる。其結果甚懸念すべきものあるを以て、厚生省社会局より内務省地方局に対して協議を進むることを乞ふに決意し、社会局に出頭す。庶務課長安田巖氏不在なりしを以て、保護課事務官岡田好治氏に面会して所見を問ひ、且速に厚生省より地方局と交渉して解決あらんことを求めしに、明日交渉すべきことを約せられたり。次に社会局長葛西嘉資氏に面会して解散の事由なきを説明し、内務省との交渉を依頼したり。本件は報徳社の存立に重大なる関係あるを以て、明日静岡県庁に出頭して発令阻止を乞ふことに決意し、赤木(赤木正雄か—引用者注)氏を訪ひ本会議欠席の手續を依頼したり。(『河井日記』S22.6.2)

……、直に県庁(静岡県庁—引用者注)に出頭す。報徳社解散問題に関し地方課長松島五郎氏に面会して県庁の見解を問ふ。而して予の意見と共に内務省、厚生省の意見及交渉中なることを告げ、慎重処置せられんことを求む。課長の意見も亦余と同じく、政令第十五号の適用なしとするに在り。総務部長、知事共不在に付名刺を託して退庁す[農地部長、田中技官、落合技官不在]。/(中略)。松島課長より電話にて内務省へ問合せたる意向を報告せらる。(『河井日記』S22.6.3)

……(静岡県庁に—引用者注)地方課長松島五郎氏を訪ひしに不在なりしを以て、報徳社存立問題に付配慮せられしを謝するの伝言を頼む。(『河井日記』S22.7.15)

これらの河井の記述の解釈の前に、以下の知識が必要となろう。

- ・「大政翼賛会」設立(昭和15年10月12日)の少し前の昭和15年9月11日、内務省は、「部落会町内会等整備要領」(内務省訓令第17号)を通過し、部落会・町内会・隣保班(隣組)を全国的に整備していった。それらでは、常会も開かれた。戦中の部落会・町内会・隣保班(隣組)・常会は、安井英二内務大臣が、「大日本報徳社」副社長佐々井信太郎と相談し、尊徳の「芋こじ精神を取り入れ」て出来たものであった(〈前田A論文〉で筆者が指摘)。このことを、河井が知っていたか否かは、現時点では不明である。なお、昭和15年は、佐々井と河井の両者が、「大日本報徳社」副社長をしていた年である。
- ・全国の部落会・町内会・隣保班(隣組)・常会は、戦中の激動の時代を通過してきた(詳細は、〈前田A論文〉)。

- ・戦中に、部落会・町内会で行われた常会の中身・内容と、「大日本報徳社」本社・支社で行われた「常会」の中身・内容とは、戦闘意欲鼓舞などの面で似たような中身・内容になることもあった。
- ・昭和20年8月14日、日本は、ポツダム宣言受諾をした。翌日の15日、ポツダム宣言受諾を受けた玉音放送が流された。
- ・玉音放送から約半月後の昭和20年9月2日、大日本帝国と連合国との間で休戦協定（停戦協定）が交わされた（この時の文書は、一般に降伏文書と言われる）。この協定により、ポツダム宣言受諾は、外交文書上固定されることになった。降伏文書中「『ポツダム』宣言ノ条項ヲ誠実ニ履行スルコト並ニ右宣言ヲ実施スル為聯合國最高司令官又ハ其ノ他特定ノ聯合國代表者ガ要求スルコトアルベキ一切ノ命令ヲ発シ且スルー一切ノ措置ヲ執ルコトヲ天皇、日本国政府及其ノ後継者ノ為ニ約ス」等により、ポツダム宣言の履行をすること、ポツダム宣言の実施の為に命令が発しられ措置がとられることとなった。
- ・降伏文書調印を受け、昭和20年9月2日、昭和天皇は「降伏文書調印に関する詔書」を発した。
- ・大日本帝国憲法第8条第1項の「法律に代わる勅令」に関する規定に基づき、昭和20年9月20日に「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件（昭和20年勅令第542号）が公布・即日施行された。これは、通称「ポツダム緊急勅令」と言われた。この「ポツダム緊急勅令」に、「政府ハ『ポツダム』宣言ノ受諾ニ伴ヒ聯合國最高司令官ノ為ス要求ニ係ル事項ヲ実施スル為特ニ必要アル場合ニ於テハ命令ヲ以テ所要ノ定ヲ為シ及必要ナル罰則ヲ設クルコトヲ得」がある。すなわち、連合国軍の占領下にある日本では、連合国軍最高司令官が発する要求事項の実施について、特に必要がある場合には、法律事項であっても、政府が命令で定めることとし、罰則を設けることも可とした。
- ・連合国軍は、日本占領において、日本の政府機関を温存し、利用するという間接統治の方法をとった。具体的には、連合国軍最高司令官の命令が、「覚書」「セクション・メモ」「口頭指令」などの方法で日本政府に伝えられた。日本政府は、これを日本の法令形式にして地方行政組織に下達し、改革・是正措置をとるようにした。
- ・昭和二十年勅令第五百四十二号（「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件）施行ニ関スル件（昭和20年勅令第543号）によると、形式は、勅令・閣令・省令の3種であった。このうちの勅令は、「ポツダム勅令」（複数あり）と言われた。
- ・前述の「部落会町内会等整備要領」は、昭和22年1月22日、内務省訓令第4号により廃止された。
- ・昭和22年5月3日、「日本国憲法」が施行され、形式は、政令・総理府令・省令となった。政令は、「ポツダム政令」（複数あり）と言われた。

- ・今回の『河井弥八日記』にある「政令第十五号」とは、昭和22年5月3日に出された「昭和20年勅令第542号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く町内会部落会又はその連合会等に関する解散、就職禁止その他の行為の制限に関する政令」(昭和22年5月3日政令第15号)のことである。すなわち、「ポツダム政令」の1つであった。
- ・昭和22年5月3日、「政令第15号」により、部落会・町内会に解散措置が下された。「部落会町内会等整備要領」により作られた部落会・町内会は、戦争協力組織とみなされ、実際に財産の処分、役職者の就職禁止措置がなされていった。
- ・「政令第15号」の第2条第1項では、旧町内会等が保有する財産は、その構成員の多数を以て議決するところにより処分すること、第2条第2項では、2か月以内に処分されない土地等については、旧町内会等の区域の属する「市町村に帰属する」ものとされた。
- ・今回の『河井弥八日記』(S22.5.30)に、「部落会、町内会の廃止に伴ひ、部落報徳社、町村報徳社の廃止問題并常会禁止問題に付内務省の指示ありし」とあるので、内務省から「部落報徳社、町村報徳社」の廃止と「常会」禁止に関する何らかの指示が、実際にあったものと思われる。

上記より、次の流れがあった。戦中の部落会・町内会・隣保班(隣組)・常会は、安井英二内務大臣が、「大日本報徳社」副社長佐々井信太郎と相談し、尊徳の「芋こじ精神を取り入れ」て出来たものであったが、部落会・町内会・隣保班(隣組)・常会が戦中の激動を経た後、敗戦後の処理において、部落会・町内会等に対し、昭和22年5月の「政令第15号」により解散措置が下された。この状況の中、「部落会、町内会の廃止に伴ひ、部落報徳社、町村報徳社の廃止問題并常会禁止問題に付内務省の指示」(『河井日記』S22.5.30)があり、河井(昭和20年2月から「大日本報徳社」社長。佐々井は社長にならなかった)が、昭和22年5月末頃から動いて、「大日本報徳社」・内務省・静岡県庁の人々と話し、「部落報徳社、町村報徳社」が存立・存続できるようにした。

こうした知識ももって、今回の『河井弥八日記』の記述を考察してみると、次のことが言えそうである。

A. 今回の『河井弥八日記』の記述の解釈に際して、現時点では、一端、各地に存在する「大日本報徳社」の支社である「部落報徳社、町村報徳社」と、掛川の「大日本報徳社」本社とは分けておいた方が無難である。それは、河井が、報徳社解散問題に関してはわざわざ「町村報徳社、部落報徳社」(『河井日記』S22.5.30)という表現をしていたからである(また、今回の『河井弥八日記』の別箇所「大日本報徳社」本社という表現もしており、河井自身も「町村報徳社、部落報徳社」と「大日本報徳社」本社との違いを認識していた)。また、「政令第15号」も、部落、町を単位として考えていた。「大日本報徳社」本社は、個々の「部落報徳社、町村報徳社」を束ねてはいたが、本社だけでも盛んに活動

をしてきたより大きな組織であった。「大日本報徳社」本社に対する行政などによる扱いの経緯は、今回の『河井弥八日記』からは明確にならず、別の所にあるかもしれないという研究上の余地が残っている。特に、「部落報徳社、町村報徳社」にはついていない「大日本」という名称がついたままの「大日本報徳社」本社の存立・存続の理由の解明は、簡単ではないように思われる。

- B. 河井は、「部落報徳社、町村報徳社」に関しては、直接的にGHQに働きかけたのではなく、内務省・静岡県庁の人々と話し、「部落報徳社、町村報徳社」が存立・存続できるようにした。
- C. 「部落報徳社、町村報徳社」が実際に解散しなくてもよくなった理由・根拠という最も核心的なところは、今回の『河井弥八日記』からは読み取れない。しかし、筆者は客観的にみて次のような理由・根拠が成り立つことができたと考える（当時、この理由・根拠であったか否かは不明）。二宮尊徳の「芋こじ会」の発想は、「大日本報徳社」副社長でもあり報徳研究者でもあった佐々井信太郎を通して、部落会・町内会等という“器”としては提供されたが、そもそも「部落会町内会等整備要領」（昭和15年9月通達）に基づいて作られた部落会・町内会等と、幕末からの報徳社設立の流れの中で作られてきた「部落報徳社、町村報徳社」とは、同一の組織ではなかった。部落会・町内会等が決定・実行する中身・内容は、上意下達されたものであったりそれぞれの部落会・町内会等が作ったりしたものであったりしたのであり、「部落報徳社、町村報徳社」（さらには「大日本報徳社」本社）が、決めていたのではなかった。すなわち、「政令第15号」でいう「町内会部落会又はその連合会等」は、「部落報徳社、町村報徳社」とは組織的にも別のものであり、中身・内容的にも同一ではなかった。したがって、「部落報徳社、町村報徳社」は「町内会部落会又はその連合会等」（政令第15号）には該当しないもの（よって「解散の事由なき」もの）であった。ただし、①戦中に、部落会・町内会等で行われた常会と、「大日本報徳社」本社・支社で行われた「常会」とは同じ名称になっていたこと、②戦中に、部落会・町内会で行われた常会の中身・内容と、「大日本報徳社」本社・支社で行われた「常会」の中身・内容とは、戦闘意欲鼓舞などの面では似たようなものになることがあったこと、③「報国」と「報徳」とはイコールの関係ではないが、時に両者が人々に混同もされ、前者を強調する部落会・町内会等と、後者の名が付いた「部落報徳社、町村報徳社」とが混同されやすかったこと、などはあったと思われる。こうしたあたりが、両者が人々に同一視されやすかったところと思われる。

6. その他

(1) 豊田喜一郎^{とよだ きいちろう}と河井との報徳を通じた関わり

今回の『河井弥八日記』(S24.7.23)に、以下の記述が見つかった。

……………、豊田喜一郎氏を豊田自動車会社東京営業所に訪問す。報徳社浜松館建築落成に付、金員寄附を懇談す。氏は精しき事情を聴かれ、又報徳推進の必要を認められ、之を諾せらる。(『河井日記』S24.7.23)

この記述に対し、喜一郎から2代前までさかのぼっての以下の知識をもって捉える必要があると思われる。

- ・豊田家の本家は、豊田吾吉家と言われる。豊田喜一郎の祖父である伊吉の実家は、佐原家であるが、佐原伊吉が、豊田吾吉家の新家を再興することにより、豊田伊吉の名前になった。伊吉は、報徳の熱心な信奉者であり、報徳社まで設立している。また、公共への寄付を行うなど「分度」「推譲」に努めた。
- ・伊吉の息子豊田佐吉は、慶応3年、現、静岡県湖西市の地に生まれた。明治23年4月、第3回内国勧業博覧会(於 東京上野)を見た。同27年6月、長男・喜一郎が誕生した。同年11月11日、「豊田式木製人力織機」を発明し特許申請をし、翌年5月14日付で特許を取得した。明治39年12月、財界人が発起人となり豊田式織機株式会社(現、豊和工業)が設立され、常務取締役となった。
- ・村松敬司(昭和59年)「豊田佐吉と報徳」、『浜松短期大学研究論集』第30号、pp.47-83、によると、佐吉は報徳思想をもっていた。村松は、以下のように、昭和10年10月、佐吉の六周忌が行われた折に、佐吉の遺訓を整理して制定された豊田綱領を取り上げ、報徳、尊徳と関連づけて分析している。これによると、豊田綱領には、報徳が入っていたことになる。

- 一、上下一致、至誠業務に服し、産業報国の実をあぐべし
- 二、研究と創造に心を致し、常に時流に先んずべし
- 三、華美を戒め、質実剛健なるべし
- 四、温情友愛の精神を発揮し、家庭的美風を作興すべし
- 五、神仏を尊崇し、報国感謝の生活を為すべし

右のうち、第一項は至誠、勤労以て人の為め、世の為に尽さんことを誓い、国産主義を標榜する経営ナショナルリズムを謳いあげたもので、第二項には、創造心と先見性が強調され、研究開発を重視する佐吉の経営方針が打ち出されている。(中略) 二宮尊徳

も常に時流を先取りして、先手先手と打った仕方を展開したのであった。第三項では分度生活の遵守を規定し、第四項に於ては愛を基調とした経営家族主義の社風を尊び、最後の第五項で、報徳精神の函養、実践を説いている。(pp.81-82)

- ・佐吉の長男で今回の『河井弥八日記』（S24.7.23）に出てくる豊田喜一郎は、明治27年、里帰り出産の為に静岡県敷知郡吉津村山口（現、湖西市山口）で生まれた（河井は、明治10年、静岡県佐野郡上張村あげはりむらに生まれていたもので、同じ遠州出身の喜一郎の先輩にあたる）。喜一郎は、3才の時に、佐吉の住む愛知県名古屋市に移転した。大正9年、東京帝国大学工学部機械工学科卒業。経営者になる為、同年9月から同10年3月まで、東京帝国大学法工学部で学んだ。昭和元年、豊田自動織機製作所を設立、常務取締役役に就任。同8年、豊田自動織機製作所内に自動車製作部門（後、自動車部）を新設。同12年、これをトヨタ自動車工業株式会社として独立させ、副社長となった。同16年、同社社長。なお、河井と喜一郎とは、今回の『河井弥八日記』（S24.7.23）が記述された時点で、遠州出身であること、東京帝国大学出身であること、報徳と関係のある環境で育ってきたこと、等において共通していた。

- ・上記の豊田綱領は、豊田利三郎、豊田喜一郎が中心となり、作成・制定したものであった。現在のトヨタグループ各社まで受け継がれ、従業員の指針となっている。

こうした知識ももって、今回の『河井弥八日記』（S24.7.23）の記述を考察する、次のことが言える。

- A. 豊田家は、豊田伊吉、佐吉、喜一郎と報徳を大切にしており、喜一郎と河井とは、報徳を通して交流があった。
- B. 河井との懇談で、喜一郎は、「報徳推進の必要を認め」て、「報徳社浜松館建築落成に付、金員寄附」を承諾した。

（2）孔子との関わり

今回の『河井弥八日記』（S24.10.24）に、以下の記述が見つかった。

夕、馬越恭一氏来訪せらる。本年は孔子誕生二千五百年に相当するを以て記念式を執行するを以て、報徳社より若干金の寄附を求めらる。予は報徳社経済の困難なるを告げ、自身として金千円を寄附す。（『河井日記』 S24.10.24）

この記述より「孔子誕生二千五百年」（の行事か。寄付した先は不明）に対し、報徳社という組織からではなく、河井個人が寄付行為をしていたことがわかった。

ここでは、孔子・儒学と尊徳・報徳との関わりの近年の現状から、河井の寄付行為を考察

してみたい。

- ・儒学と報徳との関係は、研究上でも指摘されてきている。
- ・平成18年9月27日(水)、孔子が生まれた現・中華人民共和国の曲阜市の「孔子学会堂」での「曲阜孔子書院創立式典」ならびに「儒学発展学術報告会」にて、「孔子書院」設立の方々が、尊徳・報徳に着目し、日本から2名の報徳実践者と研究者(元掛川市長・「大日本報徳社」社長榛村純一氏と筆者)を招待し、2名は尊徳・報徳の発表を行った。翌日、曲阜市で孔子生誕2557年祭が挙行された。孔家など孔子の子孫が世界中から集まり盛大な式典が開催され、上記2名も参加した。以降、孔子・儒学と、尊徳・報徳との学術、実践上の縁ができた。
- ・平成30年度には、曲阜市で「第8回国際二宮尊徳思想学会」が開催される予定になっている。

こうした知識ももって、河井の記述を考察してみると、次のことが言える。

- A. 河井は、昭和24年の時点で、孔子に理解を示していた。ただし、当時河井が、孔子・儒学をどのように捉え、孔子・儒学と、尊徳・報徳との関係をどう捉えていたかは、この記述だけからでは読み取れない。
- B. 河井個人の寄付行為は、近年の孔子・儒学と、尊徳・報徳との学術、実践上の縁のさきがけと言えるかもしれない。

(3) その他

筆者は、〈前田F著書〉で、昭和22年10月から「大日本報徳社」敷地内に「報徳農学塾」(昭和26年4月からは「報徳学園」)を開塾したこと、昭和24年12月から「大日本報徳社」の「報徳公開講座」を開催したこと、などを示してきた。この他に、以下の動きも見つかった。

- ① 「(理想)報徳村」建設(『河井日記』S21.6.4, S21.6.16)。
- ② 「報徳大学」設立(『河井日記』S22.9.9, S23.1.4, S23.1.19.)。
- ③ 昭和23年2月頃からか、「大日本報徳社」内に「報徳研究所」設立(『河井日記』S23.2.5, S23.3.10。『河井日記』S23.2.5によると、研究所長は佐々井信太郎に決定。『河井日記』S24.7.4にある「報徳文化研究所」との関係は不明)。
- ④ 昭和24年9月4日、高瀬荘太郎文部大臣が「大日本報徳社」の「常会」で講演し、丸山等と会食した(『河井日記』S24.9.4, 他より)。

おわりに

以上、『河井弥八日記』(昭和20年～同26年)を使用し、主に報徳関係・甘藷増産関係とそ

の周辺に視点をあてて、河井の心情等を探る作業も試みつつ、活動を考察してきた。

本文中の各項目で示したことが、新たに発見したことであった。

今後、『河井弥八日記』以外の河井弥八関係史・資料も使用して、戦後における河井の報徳関係・農業関係等の考え方に着目して、その構造を明らかにする作業を試みたい。

An Analysis of the Diaries of Yahachi Kawai from Showa 20 to 26

MAEDA, Hisanori

This study is to try to analyze the diaries of Yahachi Kawai from showa 20 to 26. He has careers of vice president of Dai-Nippon Hotoku-sha, Jijujicho ken kogogudaibu, kizokuin giin and so on.

As a result, I found a lot of new phase for the activities of Hotoku and the activities for increasing production of sweet potatoes.